

「工事の一時中止に係るガイドライン」の主な改定箇所（新旧比較表）

平成 29 年 4 月

頁	章	旧（平成 22 年 4 月）	新（平成 29 年 4 月）
2	3	(なし)	④一時中止期間の解除に当り工期短縮を行う必要があると判断した場合は、請負人と工期短縮について協議し、合意を図ってください。また、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方で認識の相違が生じないよう、確認内容を打合せ簿等書面に記録してください。
2	4	<p>請負人は発注者から工事の一時中止の指示があった場合、施工計画書に準じた内容の「一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書」（以下、「基本計画書」という。）を発注者に提出し承諾を得ます。</p> <p>一時中止した工事現場の管理責任は、原則として請負人に属します。なお、詳細については、発注者と請負人の協議により決定します。</p> <p>※ 実際に着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理等に関する「基本計画書」を提出し承諾を得ることとします。</p> <p>※ 基本計画書において、管理責任に係る旨を明らかにします。</p>	<p><u>工事の一時中止権は発注者にありますが、請負人は、請負人の責めに帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができます（請負人による中止事案の確認請求権）。</u></p> <p>請負人は発注者から工事の一時中止の指示があった場合、施工計画書に準じた内容の「一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書」（以下、「基本計画書」という。）を発注者に提出し承諾を得ます。</p> <p>一時中止した工事現場の管理責任は、原則として請負人に属します。なお、詳細については、発注者と請負人の協議により決定します。</p> <p>※ 実際に着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理等に関する「基本計画書」を提出し承諾を得ることとします。</p> <p>※ 基本計画書において、管理責任に係る旨を明らかにします。</p> <p><u>また、一時中止期間の解除に当り、発注者からの協議に基づき工期短縮を行う場合は、その方策に関する「工期短縮計画書」を作成し、発注者と協議を行ってください。</u></p>
3	4	<p>(1) 基本計画書の記載内容</p> <p>ア 一時中止時点における工事の出来形、労働者又は技術職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること</p> <p>イ 一時中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること</p> <p>ウ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項</p>	<p>(1) 基本計画書の記載内容</p> <p>ア 一時中止時点における工事の出来形、労働者又は技術職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること</p> <p>イ 一時中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること</p> <p>ウ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項</p> <p><u>エ 工事再開に向けた方策</u></p> <p><u>オ 工事一時中止に伴う増加費用及び算定根拠（指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。）</u></p> <p><u>カ 基本計画書に変更が生じた場合の手続き</u></p>
3	4	(なし)	<p>(2) 工期短縮計画書の記載内容</p> <p>ア 工期短縮に必要な施工計画、安全衛生計画等に関すること</p> <p>イ 工期短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること</p>

			ウ 工期短縮に伴い新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載
5	6-3	<p>(2) 増加費用の範囲</p> <p>増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とします。(中略)</p> <p>(なし)</p>	<p>(2) 増加費用の範囲</p> <p>増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、<u>工期短縮を行った場合の費用</u>とします。(中略)</p> <p><u>エ 工期短縮を行った場合の費用</u></p> <p><u>工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件(災害等含む)に起因する場合の工期短縮に要する費用等</u></p>
7	6-3	<p>(5) 増加費用の積算</p> <p>(中略)</p> <p>一時中止に係る現場経費率 (d g) の算定式</p> $d g = \left[A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} \right]$ <p>ただし</p> <p>N:一時中止日数(日)</p> <p>ただし部分中止の場合は部分中止に伴う工期延期日数</p> <p>R:公共工事設計労務単価(土木一般世話役)</p> <p>A, B, a, b:工種毎に決まる係数 (土木工事積算基準・標準歩掛表による)</p>	<p>(5) 増加費用の積算</p> <p>(中略)</p> <p>一時中止に係る現場経費率 (d g) の算定式</p> $d g = \left[A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} \right] + \frac{N \times R \times 100}{J}$ <p>ただし</p> <p>N:一時中止日数(日)</p> <p>ただし部分中止の場合は部分中止に伴う工期延期日数</p> <p><u>R:公共工事設計労務単価(土木一般世話役)</u></p> <p>A, B, a, b:工種毎に決まる係数 (土木工事積算基準・標準歩掛表による)</p>
9	6-3 (5)	<p>(イ) 一時中止期間が3か月を超える場合</p> <p>(中略)</p> <p>(d) 機械経費</p> <p>(中略)</p> <p>(e) 運搬費</p> <p>(中略)</p> <p>(f) 準備費</p> <p>(中略)</p> <p>(g) 事業損失防止施設費</p> <p>(中略)</p> <p>(h) 安全費</p> <p>(中略)</p>	<p>(イ) 一時中止期間が3か月を超える場合</p> <p>(中略)</p> <p>(d) 機械経費</p> <p>(中略)</p> <p><u>(e) 仮設費</u></p> <p><u>①仮設諸機材の損料</u></p> <p><u>現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同量と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用</u></p> <p><u>②仮設諸機材の損料 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用</u></p> <p><u>元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用</u></p>

		<p>(i) 役務費 (中略)</p> <p>(j) 技術監理費 (中略)</p> <p>(k) 営繕費 (中略)</p> <p>(l) 労務者輸送費</p> <p>①元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む）に支給する給料手当の費用</p> <p>②一時中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用</p>	<p><u>③工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用</u></p> <p><u>(f) 運搬費</u> (中略)</p> <p><u>(g) 準備費</u> (中略)</p> <p><u>(h) 事業損失防止施設費</u> (中略)</p> <p><u>(i) 安全費</u> (中略)</p> <p><u>(j) 役務費</u> (中略)</p> <p><u>(k) 技術監理費</u> (中略)</p> <p><u>(l) 営繕費</u> (中略)</p> <p><u>(m) 労務者輸送費</u></p> <p>①元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む）に支給する給料手当の費用</p> <p>②一時中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用</p> <p><u>④工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用</u></p>
12	8	<p>8 主任・監理技術者の専任義務及び現場代理人の常駐義務の緩和</p> <p>請負人の責によらない理由により、工事の全部を一時中止した場合は、当該中止期間に限り「主任・監理技術者の専任を要しない期間」とし、次の一覧の定めるとおり、他の工事との兼任等ができるものとします。</p> <p>また、工事の全部を一時中止し、「一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書」において、現場代理人を必要としないことを横浜市が承諾した場合は、当該中止期間に限り常駐を要しない取扱いとすることとします。</p>	<p>8 主任・監理技術者の専任義務及び現場代理人の常駐義務の緩和</p> <p>請負人の責によらない理由により、工事の全部を一時中止した場合は、当該中止期間に限り「主任・監理技術者の専任を要しない期間」とし、次の一覧の定めるとおり、他の工事との兼任等ができるものとします。</p> <p>また、工事の全部を一時中止し、「一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書」において、現場代理人を必要としないことを横浜市が承諾した場合は、当該中止期間に限り常駐を要しない取扱いとすることとします。<u>なお、現場代理人の常駐義務の緩和措置については、次の通知文等を参照してください。</u></p>

			<p><u>平成 28 年 5 月 24 日 現場代理人の常駐義務の緩和措置の拡大について（お知らせ）</u></p> <p><u>http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/eppo/keiyaku/news/20160524-2genbadairinin-soti-oshirase.pdf</u></p> <p><u>また、一時休止期間中における他の工事との技術者等の兼任に際し、次のとおり発注者に届け出てください。</u></p> <p><u>①兼任する工事名を一時中止工事及び他の工事それぞれの監督員へ、現場代理人等選定通知書により通知すること。</u></p> <p><u>②横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第 24 条に係る、第 6 号様式または第 7 号様式を提出する必要がある場合は、財政局契約第一課へ、当該一時中止に係る監督員指示書（写）を添えて提出すること。</u></p> <p><u>③一時中止する工事についてコリンズの登録変更すること。</u></p>
--	--	--	---

配置技術者に関する工事の一時中止期間中の緩和一覧

ケース	一時中止期間	本市発注の他の工事 ^{*1}	他の工事の契約時期	当該工事現場の維持・管理の有無	配置技術者の措置の内容
ケース 1	3か月以下	全ての工事	一時中止以前又は以後に契約	無	他の工事の補助として従事が可能
	3か月を超える場合			有	
ケース 2	3か月を超える場合	請負金額が2,500万円(建築一式工事は5,000万円)未満の工事	一時中止以後に契約	無	専任を要しない他の工事の主任技術者との兼任が可能
				有	
ケース 3	3か月を超える場合	請負金額が2,500万円(建築一式工事は5,000万円)以上の工事	一時中止以後に契約	無	専任を要する他の工事(工期が一時中止期間内)の主任・監理技術者との兼任が可能
ケース 4	3か月を超える場合	請負金額が2,500万円(建築一式工事は5,000万円)以上の工事	一時中止以後に契約	無	専任を要する他の工事(工期が一時中止期間を超過)の主任・監理技術者との兼任が可能

※ 工事現場への出勤体制について制限を設けている工事、緊急性のある工事を除く。

配置技術者に関する工事の一時中止期間中の緩和一覧

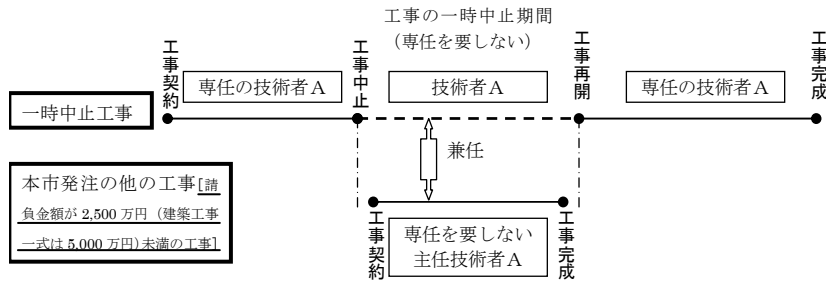
ケース	一時中止期間	本市発注の他の工事 ^{*1}	他の工事の契約時期	当該工事現場の維持・管理の有無	配置技術者の措置の内容
ケース 1	3か月以下	全ての工事	一時中止以前又は以後に契約	無	他の工事の補助として従事が可能
	3か月を超える場合			有	
ケース 2	3か月を超える場合	予定価格が3,500万円未満(建築一式工事は7,000万円未満)の工事	一時中止以後に契約	無	専任を要しない他の工事の主任技術者との兼任が可能
				有	
ケース 3	3か月を超える場合	予定価格が3,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)の工事(工期が一時中止期間内)	一時中止以後に契約	無	一時中止工事に従事しない場合は、専任を要する他の工事の主任・監理技術者 ^{*2} に変更し、再開時に同一人が再び従事することが可能
ケース 4	3か月を超える場合	予定価格が3,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)の工事(工期が一時中止期間を超過)	一時中止以後に契約	無	一時中止工事に従事しない場合は、専任を要する他の工事の主任・監理技術者 ^{*2} に変更し、再開時に別の技術者に変更が可能

※ 1 工事現場への出勤体制について制限を設けている工事、緊急性のある工事を除く。

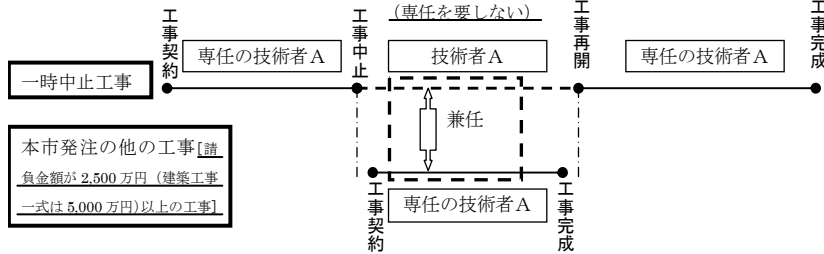
※ 2 下請総額4,000万円未満(建築一式工事は6,000万円未満)の工事は主任技術者、
下請総額4,000万円以上(建築一式工事は6,000万円以上)の工事は監理技術者

14 8 (図)

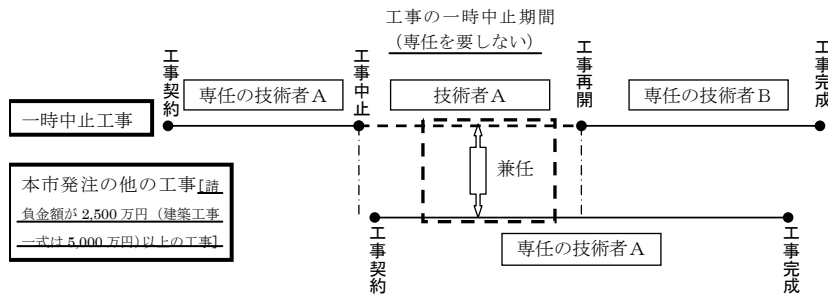
【ケース2】
現場代理人を兼務している場合は、兼任出来る他の工事は1件までです。



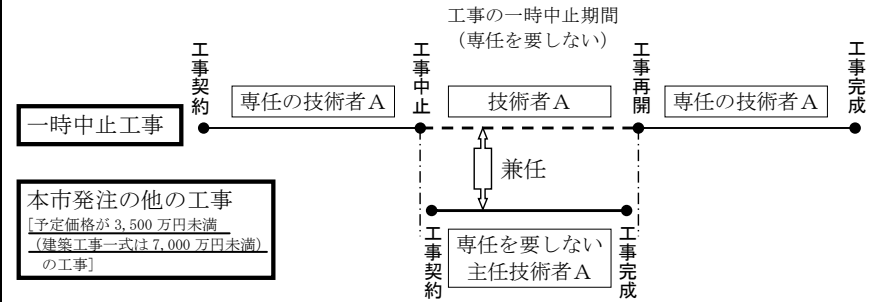
【ケース3】



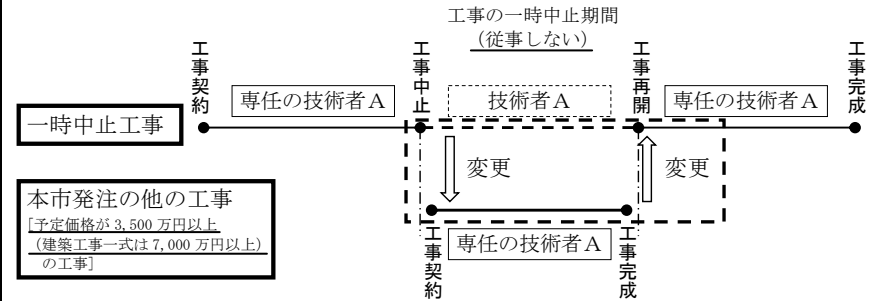
【ケース4】



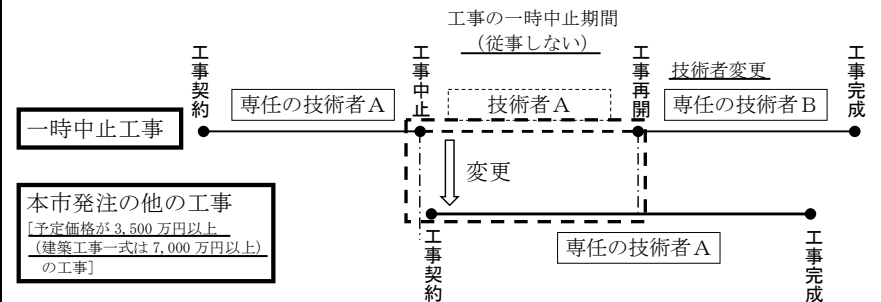
【ケース2】



【ケース3】



【ケース4】



15 9 一時中止に係るフロー図 (省略)

一時中止に係るフロー図 (省略)

			<p>⑤中止期間中の届出に関する事務を追加</p> <p>⑧一時中止期間終了後に工期短縮に関する協議を追加</p> <p>⑨請負人による「工期短縮計画書」の作成を追加</p>
17	10	<p>10 工事の一時中止に係る基本フローの解説 (中略)</p> <p>④請負人は、工事の一時中止の指示があった場合、「基本計画書」※を提出し承諾を得ます。 ※ 実施内容が増加費用の積算に反映される。</p> <p>⑤発注者と請負人により、工事を再開する日時等について協議します。</p> <p>⑥発注者は、「監督員指示書」(参考資料2参照)にて請負人に工事を再開する日時等を通知します。</p> <p>⑦請負人は、「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の増加費用が発生した場合及び、「工期短縮計画書」に従って工期短縮を行うことによって増加費用が発生した場合は、「書面」にて請求を行いません。</p> <p>⑧発注者と請負人は、請負人が「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の増加費用等※及び、「工期短縮計画書」に従って工期短縮を行うことにより要する増加費用等について協議します。 ※ 中止期間の確定。</p> <p>⑨土木工事で中止期間が3か月を超える場合、算定式によりがたい場合、及び土木工事以外の工事は、請負人から増加費用に係る見積もりを求めます。</p> <p>⑩発注者と請負人により、見積りの内容について実施内容が証明できる資料※を基に協議します。 ※ 作業報告書・技術者等の給与が証明できる資料等。</p>	<p>10 工事の一時中止に係る基本フローの解説 (中略)</p> <p>④請負人は、工事の一時中止の指示があった場合、「基本計画書」※を提出し承諾を得ます。 ※ 実施内容が増加費用の積算に反映される。</p> <p>⑤中止期間中に現場代理人及び専任の技術者が他の工事と兼任する場合は、次のとおり届出が必要です。</p> <p><u>ア 兼任する工事名を一時中止工事及び他の工事それぞれの監督員へ、現場代理人等選定通知書により通知してください。</u></p> <p><u>イ 横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第24条に係る、第6号様式または第7号様式を提出する必要がある場合は、財政局契約第一課へ、この監督員指示書(写)を添えて提出してください。</u></p> <p>⑥発注者と請負人により、工事を再開する日時等について協議します。</p> <p>⑦発注者は、「監督員指示書」(参考資料2参照)にて請負人に工事を再開する日時等を通知します。</p> <p>⑧発注者は、一時中止期間の解除に当り工期短縮を行う必要があると判断した場合は、<u>請負人と工期短縮について協議し、合意を図ります。</u></p> <p>⑨請負人は、発注者からの協議に基づき工期短縮を行う場合は、<u>その方策に関する「工期短縮計画書」を作成し、発注者と協議を行います。</u></p> <p>⑩請負人は、「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の増加費用が発生した場合及び、「工期短縮計画書」に従って工期短縮を行うことによって増加費用が発生した場合は、「書面」にて請求を行いません。</p> <p>⑪発注者と請負人は、請負人が「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の増加費用等※及び、「工期短縮計画書」に従って工期短縮を行うことにより要する増加費用等について協議します。 ※ 中止期間の確定。</p> <p>⑫土木工事で中止期間が3か月を超える場合、算定式によりがたい場合、及び土木工事以外の工事は、請負人から増加費用に係る見積もりを求めます。</p> <p>⑬発注者と請負人により、見積りの内容について実施内容が証明できる資料※を基に協議します。 ※ 作業報告書・技術者等の給与が証明できる資料等。</p>

19	参考資料 1	<p>(監督員指示書の指示内容)</p> <p>標記工事について、「工事の一時中止」を、契約約款第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定により通知します。</p> <p>1 一時中止とする理由</p> <p>2 一時中止の内容</p> <p>(1) 一時中止する工種</p> <p>(2) 一時中止する工事範囲</p> <p>(3) 一時中止期間【例】平成○年○月○日～平成○年○月○日（見通し）</p> <p>(4) 管理体制等の基本的事項</p> <p>維持・管理について、詳細を記載</p> <p>(5) 計画書の提出について</p> <p>一時中止期間中の維持管理に関する計画書を提出し、承諾を得ること。</p>	<p>(監督員指示書の指示内容)</p> <p>標記工事について、「工事の一時中止」を、契約約款第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定により通知します。</p> <p>1 一時中止とする理由</p> <p>2 一時中止の内容</p> <p>(1) 一時中止する工種</p> <p>(2) 一時中止する工事範囲</p> <p>(3) 一時中止期間【例】平成○年○月○日～平成○年○月○日（見通し）</p> <p>(4) 管理体制等の基本的事項</p> <p>維持・管理について、詳細を記載</p> <p>(5) 計画書の提出について</p> <p>一時中止期間中の維持管理や、一時中止に伴う増加費用及び算定根拠等に関する計画書を提出し、承諾を得ること。</p> <p><u>3 その他</u></p> <p><u>現場代理人及び専任の技術者が他の工事と兼任する場合</u></p> <p><u>(1) 兼任する工事名を一時中止工事及び他の工事それぞれの監督員へ、現場代理人等選定通知書により通知してください。</u></p> <p><u>(2) 横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第 24 条に係る、第 6 号様式または第 7 号様式を提出する必要がある場合は、財政局契約第一課へ、この監督員指示書（写）を添えて提出してください。</u></p>
----	-----------	---	--

※「工事一時中止に係るガイドラインに関する書類の作成例」は、対応するガイドラインのページ等の変更のみ